集中改革プラン取組状況のお知らせ

集中改革プランについて

村では、平成１７年１２月に「平田村行政改革大綱」を策定し、平成２１年度までの５カ年間を計画期間として推進しています。

また、平成１７年３月に総務省から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を策定し、平成２１年度までの５カ年間の計画期間において、より積極的で計画的な行政改革を推進しています。

これまでの改革の成果

平田村行政改革大綱及び集中改革プランを策定して以来、国の制度改正等により扶助費や繰出金が年々増加する中、主に人件費及び物件費等の義務的経費の見直しを行い削減に努めてきました。

また、公債費についても、村債の借入れを極力抑制し、将来の財政負担の軽減に努めています。平成１９年度の実績は次のとおりです。

歳　入

●税の徴収対策●

村　民　税	94,100 千円増
固定資産税	19,505 千円減
軽自動車税	936 千円増
計	75,531 千円増

●使用料手数料の見直し●

住宅使用料	3,108 千円増
幼稚園使用料	1,576 千円減
諸証明発行手数料	86 千円増
実費徴収金	5,757 千円増
（保育料、健康診査負担金など）	
計	7,375 千円増

●未利用財産の売り払い●

建物売払収入	149 千円減
土地売払収入	1,866 千円増
物品売払収入	374 千円増
計	2,091 千円増

●財産貸付収入●

教員住宅貸付収入	500 千円減
工業団地貸付収入	552 千円増
駐在所貸付収入	82 千円減
乙空釜分校貸付収入	87 千円増
計	57 千円増

【歳入合計】
85,054 千円増

【歳出合計】
265,043 千円増

●補助金の整理合理化●

補助金	11,485 千円増
負担金	12,376 千円増
計	23,861 千円増

歳　出

●人件費●

職員退職者不補充	22,663 千円減
職員特殊勤務手当廃止	417 千円減
職員期末手当加算割合減率	15,089 千円減
職員時間外勤務手当	3,006 千円増
議会議員報酬	1,506 千円減
農業委員報酬	504 千円減
消防団員報酬	333 千円減
交通教育専門員報酬	324 千円減
各種委員報酬	1,779 千円減
計	39,609 千円減

●内部管理経費の見直し●

旅費	2,516 千円減
需用費	14,041 千円増
（消耗品、光熱費など）	
郵便料	995 千円増
委託料（電算処理費等）	186 千円増
使用料（コピー、パソコン等）	396 千円減
計	12,310 千円増

●施設の維持管理費●

施設保守点検委託費　2,003 千円減

●投資的事業費の見直し●

工事等事業費（道路、災害等）　148,613 千円増

●その他の事務事業の整理統合●

交際費	5 千円増
簡易水道事業会計繰出金	60,371 千円増
農業集落排水事業会計繰出金	40,468 千円増
特別敬老祝金	1,060 千円減
結婚祝金	1,150 千円減
赤ちゃん誕生祝金	3,400 千円増
退職消防団報償	2,776 千円減
その他の報償	3,574 千円減
賃金	2,825 千円減
扶助費	29,932 千円増
公債費（繰上償還）	920 千円減
計	121,871 千円増

今後の見通しについて

歳入では、三位一体の改革に伴い税源移譲が実施され村税収入が伸びている一方、地方交付税は平成 11 年度以降大幅に減額されています。歳出では、公債費、人件費、扶助費など義務的経費の支出割合が全体の約９割を占めており今後も厳しい財政運営が続くと考えられるため、引き続き、人件費や内部管理経費等の見直しを行う必要があります。

また、地方分権が推進される中にあっては、財政体質の健全化に努めつつ、創造性・自主性を高め、積極的な施策の展開が図れるよう、職員１人ひとりの政策形成能力や法務能力、創造的能力を今まで以上に向上させなければなりません。さらに、常にコスト意識をもって効率的な執行に取り組み、事務事業の検証を行いながら取捨選択することにより、最少の経費で最大の効果を導き出せるよう、更なる行財政改革に取り組む必要があります。

春の全国火災予防運動

平成２１年３月１日(日)から３月７日(土)まで

平成２０年度 全国統一防火標語

「火のしまつ　君がしなくて　誰がする」

平成２０年の村内の火災発生件数は……

建物　６件、林野　１件、その他（野火）１件の　**計８件**でした。

＝ご存知ですか？＝

消防法の改正により全ての住宅に**火災警報器の設置が義務づけ**られました。

◇住宅火災による死者数は毎年１，０００人を超え、死亡原因の約６割が逃げ遅れにより亡くなっています。また、火災発生の時間帯別では就寝時間帯の死者数が多いため、火災の早期発見で逃げ遅れなどの事故を無くす目的で住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。

◇取り付け場所は、寝室と寝室が２階などの場合には階段にも設置が必要とされています。(寝室が１階のみの場合は、階段や廊下への設置義務はありません。なお、取り付けについての詳しいことは機器の取扱説明書をご覧になるか、最寄りの消防署へお問い合わせください。)

◇火災警報器には電池を使うタイプと家庭用電源を使うタイプがあり、防災設備取扱店や電気器具販売店、ホームセンター、家電量販店などで購入できます。(目安として電池式で１台５千円前後です。)

◇設置義務化を契機として、不適正な価格・無理強い販売などを行う悪質な業者にご注意ください。

須賀川地方広域消防組合火災予防条例では、平成１８年６月１日以降に新築される住宅（併用住宅含む）及び共同住宅等の寝室・階段に「住宅用火災警報器」の設置が義務づけられ、既存の住宅等は平成２３年５月３１日までに設置しなければなりません。(罰則規定はありません。あくまで自己責任です。今日起こるかもしれない火災から、ご家族を守るため、早急に取り付けましょう。)
ご質問等ありましたら、石川消防署平田分署（℡　５５－２２１３）までご連絡ください。

※須賀川地方広域消防組合のホームページ（http://sukagawa119.jp/index.php）
須賀川消防管轄内のリアルタイムな情報をお知らせしています。
(夜間・土日・祝日の当番病院の情報も確認することができます。)
※災害情報をテレホンサービス（℡０２４８－７６－８１８１）でお知らせしています。